

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 (評価書)

制度名	出産費資金の貸付に関する文書の印紙税非課税文書への追加			
改正の内容	<p>船員保険法又は国民健康保険法の規定により出産育児一時金が支給されるまでの間において行われる出産費資金の貸付に関して作成される文書で、その出産費資金の貸付を受ける者が作成する文書を非課税とする。</p> <table border="1" data-bbox="981 604 1487 689"> <tr> <td data-bbox="981 604 1189 689">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1189 604 1487 689">5 百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	5 百万円
減税見込額 (平年度)	5 百万円			
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>出産育児一時金の支給を受けるまでの間の一時的な経済的負担を軽減するために創設された貸付事業について、当該貸付を受ける際に作成する文書に係る印紙税を非課税とすることにより、貸付を受ける者にとって申請の事務負担が軽減され、貸付を容易に受けることが出来るようになり、当該貸付事業の円滑な運営に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当該貸付事業は、総合的な少子化対策の一環として創設された事業であり、印紙税を非課税とすることは、貸付を受ける者にとって申請の事務負担が軽減され、貸付を容易に受けることが出来るようになるため、円滑な事業運営の確保等を図る観点から不可欠である。</p> <p>(3) 施策の適正性 (公平性・優先性等)</p> <p>保健事業として実施されている高額療養費に係る資金の貸付文書については、既に同様の非課税措置がとられており、同じ保健事業として実施されている当該貸付事業についても、非課税とすることにより事業の円滑な運営に資する必要がある。</p> <p>また、健康保険において当該貸付事業を行っている場合には、印紙税が非課税となっており、制度間での取扱いの格差をなくす必要がある。</p> <p>(4) 施策の効率性</p> <p>当該貸付制度の利用者は出産時の一時的な経済的負担を負っている者であり、そのような人に税金を課すことは制度の趣旨になじまないことから、他の同様な制度における取り扱いと同様に非課税とすることが適当である。</p>			
政策の達成目標	<p>当該貸付を受ける際に作成する文書に係る印紙税を非課税とすることにより、貸付を受ける者の利便性の向上を図り、当該貸付事業の円滑な運営に資する。</p>			
当該項目以外の支援措置				
担当課名	保険局 保険課・国民健康保険課			

